

受理官庁 A T	オーストリア特許庁	附属書 C A T
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	オーストリア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語, フランス語又はドイツ語	
願書の提出に用いることができる言語	英語, フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? <sup>1, 2, 3</sup>	認める。受理官庁はe PCT出願又はEPOオンライン出願を使用して提出されたXML及びPDFファイルを認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 52	
国際出願手数料	EUR 1, 233	
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR 14	
減額 (手数料表第4項に基づく):		
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 185	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 278	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料	EUR 75	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	EUR 229	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される (「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 2 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式 (PDFなど) で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う (2009年5月14日付公示 (PCT公報) 79頁参照)。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2014年2月20日付公示 (PCT公報) 26頁以降、及び2019年7月11日付公示 (PCT公報) 102頁参照。

(2021年1月4日)

A T	オーストリア特許庁 (続き)	A T
受理官庁は代理人を要求するか？	<p>オーストリア，欧州連合加盟国，欧州経済領域協定締約国若しくはスイスに居所又は業務拠点を有する出願人は，代理人による代理が要求されない。ただし，出願人の居所又は業務拠点がオーストリア国外の場合には，書類を受領するためにオーストリアに住所を有する個人又は法人を記載することが（少なくとも）要求される。出願人が代理されることを希望する場合には，オーストリアに居所若しくは業務拠点を有する個人又は法人，又は，オーストリアにおける代理業務が認可されている自然人若しくは法人（職業代理人）によって代理可能である。</p> <p>オーストリア，欧州連合加盟国，欧州経済領域協定締約国若しくはスイスに居所又は業務拠点のいずれも持たない出願人は，オーストリアにおける代理業務の資格を有する弁理士，弁護士又は公証人による代理が要求される。</p>	
誰が代理人として行為できるか？	<p>オーストリアにおける代理業務の資格を有する弁理士，弁護士又は公証人（職業代理人）。オーストリアの弁理士名簿は，The Österreichische Patentanwaltskammer, Linke Wienzeile 4/1/9, A-1060 Wien, Austria (<a href="http://www.patentanwalt.at">www.patentanwalt.at</a>) から入手できる。オーストリアの弁護士名簿は，The Österreichischer Rechtsanwaltskammertag, Rotenturmstr. 13, A-1010 Wien, Austria (<a href="http://www.oerak.or.at">www.oerak.or.at</a>) から入手できる。オーストリアの公証人名簿は，The Österreichische Notariatskammer, Landesgerichtsstr. 20, A-1010 Wien, Austria (<a href="http://www.notar.at">www.notar.at</a>) から入手できる。</p>	
<b>委任状の提出要件の放棄</b>		
受理官庁は，別個 <sup>4</sup> の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している <sup>4</sup>	
別個 <sup>4</sup> の委任状が要求される特別の状況	なし	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している <sup>4</sup>	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	なし	

4 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。